

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

<泉佐野市>

(洪水)

大阪府の洪水リスク表示図によると、一部の地域においては床上浸水程度 0.5m以上から 5.0m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害)

本市にある土砂災害警戒区域等は、以下のとおりである。

	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	64箇所	64箇所
土石流	25箇所	20箇所

(地震)

泉佐野市域に甚大な被害を及ぼすことが想定される地震は、中央構造線断層帯地震と南海トラフ地震である。中央構造線断層帯地震では、市域において震度5強から震度7の揺れが想定されるなど、極めて強い揺れにより、多くの建物に被害が生じる。一方、南海トラフ地震では、市域全域で震度6弱の揺れが予想され、一部の地域において最大津波水位3.8m、津波到達時間81分と想定されている。【出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書・南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料（大阪府）】

(その他)

平成30年台風第21号のように大型の台風が大阪湾を通過した場合などは、臨海部を中心に高潮浸水が想定されるほか、暴風により送電施設への被害が発生し、長期間の停電が発生する恐れがある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が、免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(参考資料)

(大阪府自然災害総合防災対策検討報告書)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00267683/01.pdf>

(南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/bukai.html

(大阪府洪水リスク表示図)

<http://www.river.pref.osaka.jp/>

(泉佐野市 地域防災計画)

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jichi/menu/bou/torikumi/bousaikeikaku.html>

(泉佐野市 ハザードマップ)

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jichi/menu/bou/higaisukunaku/147160248229>

[8.html](#)

<田 尻 町>

(洪水)

大阪府の洪水リスク図において、一部の地域で床下浸水程度 0.5m 未満の浸水を想定している。

(土砂災害)

田尻町のハザードマップにおいて、嘉祥寺地区の一部（船岡山・尾張池付近）に土砂災害警戒区域 1 箇所を指定している。

(地震)

田尻町地域防災計画において、町域に影響のある主な地震として、中央構造線帯地震（6 弱～6 強）、南海トラフ巨大地震（震度 5 強～6 弱）、上町断層帯地震 B（震度 5 強～6 弱）の地震を想定している。

(その他)

田尻町のハザードマップにおいて、「最大クラスの津波」として約 3.3m（最大津波水位）が約 80 分で到達すると想定している。

また、大阪府が作成した高潮浸水想定区域図によると、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、0.5m～5m の浸水を想定している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が、免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(参考資料)

<田尻町津波ハザードマップ>

http://www.town.tajiri.osaka.jp/kurashi_guide/kurashi_kankyo/anshin_anzen/1398905796531.html

<田尻町土砂災害ハザードマップ>

http://www.town.tajiri.osaka.jp/kakuka/soumu/kikikanri/menu/bousai/bousai_info/1598576818671.html

<田尻町地域防災計画>

http://www.town.tajiri.osaka.jp/kurashi_guide/kurashi_kankyo/anshin_anzen/1398906118958.html

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 3,161 者<泉佐野市 2,966 者・田尻町 195 者>
(2016 年 中小企業庁 市区町村別中小企業数による)
- ・ 中小企業者数 3,153 者<泉佐野市 2,959 者・田尻町 194 者>
(2016 年 中小企業庁 市区町村別中小企業数による)
- ・ 小規模事業者数 2,657 者<泉佐野市 2,484 者・田尻町 173 者>
(2016 年 中小企業庁 市区町村別中小企業数による)

3) これまでの取組

<泉佐野市の取組>

- ・ 泉佐野市地域防災計画の策定
- ・ 泉佐野市業務継続計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 人材の育成
- ・ 防災拠点の整備
- ・ 資機材等の備蓄
- ・ 平成 30 年の台風 21 号に係る融資に対する利子補給・保証料補助の実施
- ・ 泉佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

<田尻町の取組>

- ・ 田尻町地域防災計画の策定
- ・ 防災訓練（安否確認・避難訓練）の実施
- ・ 緊急備蓄物資及び資機材の整備
- ・ 防災行政無線放送機器の更新及び防災情報サービスの実施
- ・ 自主防災組織リーダー育成研修会や防災士育成研修会の実施
- ・ ハザードマップの作成・配布
- ・ 津波避難ビル等の避難施設の拡充
- ・ 災害復興に係る融資に対する利子補給の実施
- ・ 田尻町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

<泉佐野商工会議所の取組>

- ・ 事業者 B C P 普及啓発セミナーの開催
- ・ 事業者 B C P 策定ワークショップの開催
- ・ 大阪府商工会議所連合会において大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決めの策定
- ・ 平成 30 年に発生した大阪府北部地震及び台風 21 号と 24 号による被害状況のヒアリング、相談窓口の開設、支援施策の情報発信

② 課題

- ・ 現状では緊急時の取組にかかる泉佐野市・田尻町と泉佐野商工会議所との具体的な連絡・協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 泉佐野商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・ 事業者に向けた地域の災害リスクに関する周知が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者

を自社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

◎実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計 15,750 事業者

(泉佐野市 14,750 事業者・田尻町 1,000 事業者)

令和3年度：3,150 事業者 (泉佐野市 2,950 事業者・田尻町 200 事業者)

令和4年度：3,150 事業者 (泉佐野市 2,950 事業者・田尻町 200 事業者)

令和5年度：3,150 事業者 (泉佐野市 2,950 事業者・田尻町 200 事業者)

令和6年度：3,150 事業者 (泉佐野市 2,950 事業者・田尻町 200 事業者)

令和7年度：3,150 事業者 (泉佐野市 2,950 事業者・田尻町 200 事業者)

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、泉佐野商工会議所と泉佐野市・田尻町との間における災害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

泉佐野商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・泉佐野商工会議所と泉佐野市・田尻町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援

- c) 地区内事業者に対する事業者BCP策定・取り組み状況の把握
- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定、取り組み状況を確認する。
- d) 当該計画に係る訓練の実施
- ・大阪府・市町村合同で実施する「地震津波対策訓練」に参加することで、泉佐野市と田尻町と泉佐野商工会議所との連絡ルートの確認等を行う。（その他の訓練は必要に応じて実施する。）
- e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定
- ・泉佐野商工会議所は、令和4年度末までに事業継続計画を策定する。
- f) 関係団体等の連携
- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
 - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- g) フォローアップ
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
 - ・泉佐野市&田尻町事業継続力強化支援協議会（構成員：泉佐野商工会議所、泉佐野市、田尻町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回）
- h) 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- i) 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- j) 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることを前提とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- a) 応急対策の実施可否の確認
- ・発災後 24 時間以内に職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を泉佐野商工会議所と泉佐野市・田尻町で共有する。
 - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、泉佐野市及び田尻町における感染症対策本部設置に基づき泉佐野商工会議所による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じ、泉佐野商工会議所と泉佐野市、田尻町との間で応急対策の方針を決める。
(豪雨等における例) 職員自身の目視で命の危機を感じる場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次頁「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により泉佐野商工会議所と泉佐野市、田尻町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	2 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	3 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	必要に応じて随時共有する

- ・泉佐野市及び田尻町でとりまとめた「泉佐野市及び田尻町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談し、また大阪府商工会議所連合会との「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づき応援派遣依頼等を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

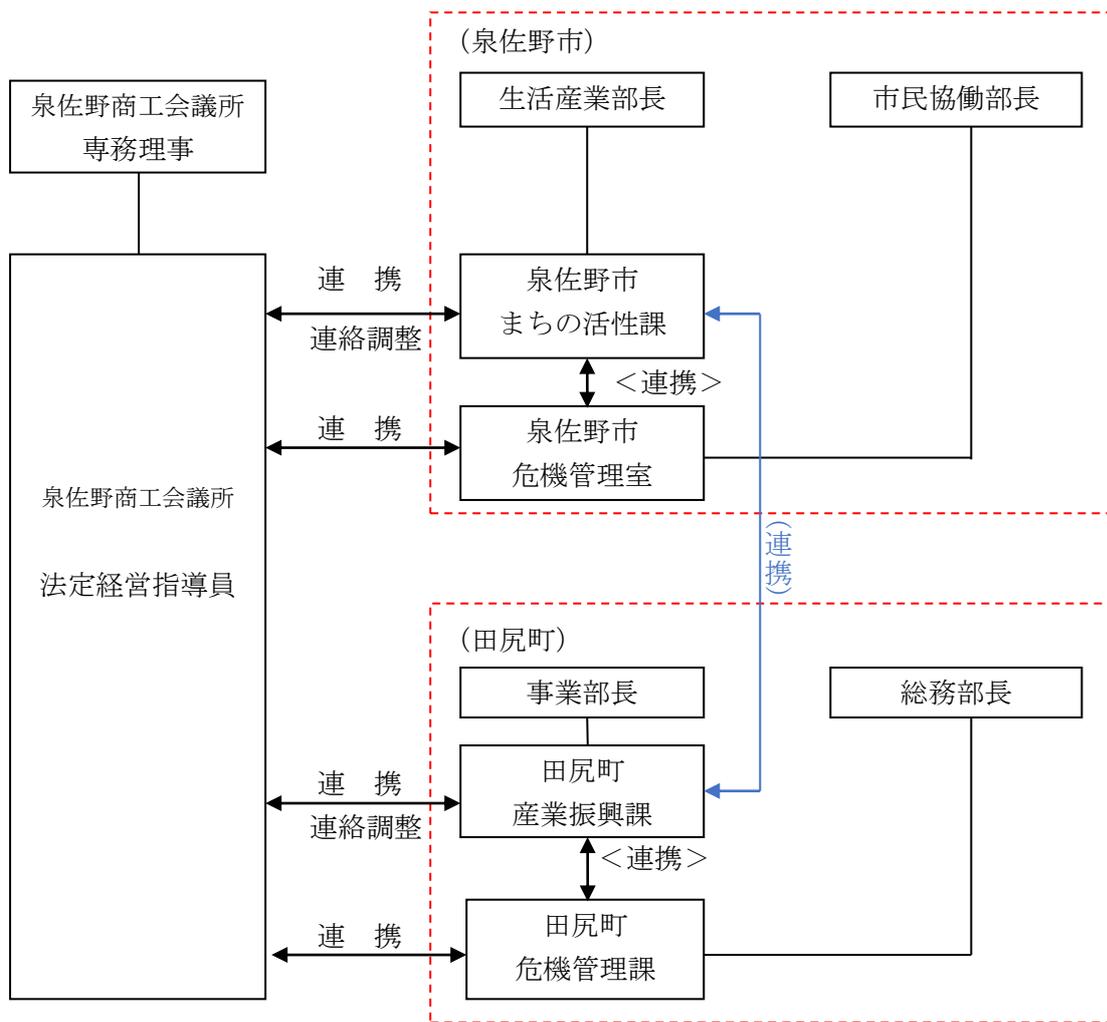
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 永田一夫・藤澤滋夫・松下光一・坂口滝・市場雄介・山本大輔
(連絡先は、(3) -①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

◎泉佐野商工会議所 中小企業相談所
〒598-0006 泉佐野市市場西3丁目2番34号
TEL : 072-462-3128 FAX : 072-463-8780
E-mail : info@izumisano-cci.or.jp

②関係市町村

◎泉佐野市 生活産業部 まちの活性課
〒598-0007 泉佐野市上町3-11-48
TEL : 072-469-3131 FAX : 072-463-1827
E-mail : kankou@city.izumisano.lg.jp

◎泉佐野市 市民協働部 自治振興課 危機管理室
〒598-8550 泉佐野市市場東1-295-3
TEL : 072-463-1212 FAX : 072-464-9314
E-mail : bousai@city.izumisano.lg.jp

◎田尻町 事業部 産業振興課
〒598-8588 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1
TEL : 072-466-5008 FAX : 072-466-5025
E-mail : sanshin@town.tajiri.osaka.jp

◎田尻町 総務部 危機管理課
〒598-8588 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1
TEL : 072-466-5009 FAX : 072-466-8725
E-mail : kikikanri@town.tajiri.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【泉佐野商工会議所】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	320	320	320	320	320
セミナー開催	100	100	100	100	100
専門家派遣費	120	120	120	120	120
パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・泉佐野市補助金・田尻町補助金・大阪府補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【泉佐野市】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
セミナー開催補助	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【田尻町】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	20	20	20	20	20
セミナー開催補助	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 岸和田支社 支社長 焼田 吉彦 本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 岸和田支社 〒596-0053 岸和田市沼町35番地22号 TEL : 072-439-3751 (直通) FAX : 072-439-3768
連携して実施する事業の内容
・BCPセミナーやワークショップセミナーの開催 小規模事業者に対する災害リスクの周知やセミナーの開催を通じてBCP策定の重要性等の周知・普及促進を図る。 ・BCP作成支援や支援した事業者のBCP取組状況に応じてフォローアップ ・自然災害に関わる損害保険の見直し及び紹介 ・コロナ等感染症対策としての「社員を感染させないための対策」や「社内での感染を拡大させないための対策」等についての周知。
連携して事業を実施する者の役割
①泉佐野商工会議所・泉佐野市・田尻町が主催する「BCP策定セミナー」への講師派遣 ・BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当所・当市・当町でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者へ策定へのアプローチをかけることが可能となる。 ②地域の実情を鑑みて、最適な損害保険の加入促進
連携体制図等
<pre>graph TD; A((泉佐野商工会議所 泉佐野市 田尻町)) -- 講師依頼 --> B((東京海上 日動火災保 険株式会社)); B -- 策定アドバイス --> A; A -- セミナー開催 策定支援 --> C((小規模 事業者)); B -- セミナーでの講義、訪問等で当 社が保有するBCP様式により 支援 必要に応じ当会と策定支援 --> C;</pre>